

# 第4次地球温暖化対策実行計画

計 画 期 間

令和2年度～令和6年度

福岡県南広域水道企業団

## 1. 計画策定の背景

地球温暖化に対する世界的な取組みが喫緊の課題となる中、先進国における温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が平成9年（1997）に採択され、地球温暖化防止に向けた大きな一歩が踏み出された。

我が国では平成10年（1998）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むことが定められ、地方公共団体では事務及び事業に関しての実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むことが義務付けられた。

その後、平成27年（2015）12月に新たに「パリ協定」が採択され、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前から2.0℃未満に抑制（1.5℃までの抑制に向けた努力の継続）することなどが定められた。

これを受け、平成28年（2016）には地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、令和12年度（2030）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013）比26.0%減とすることが掲げられた。

## 2. 当企業団におけるこれまでの取組み

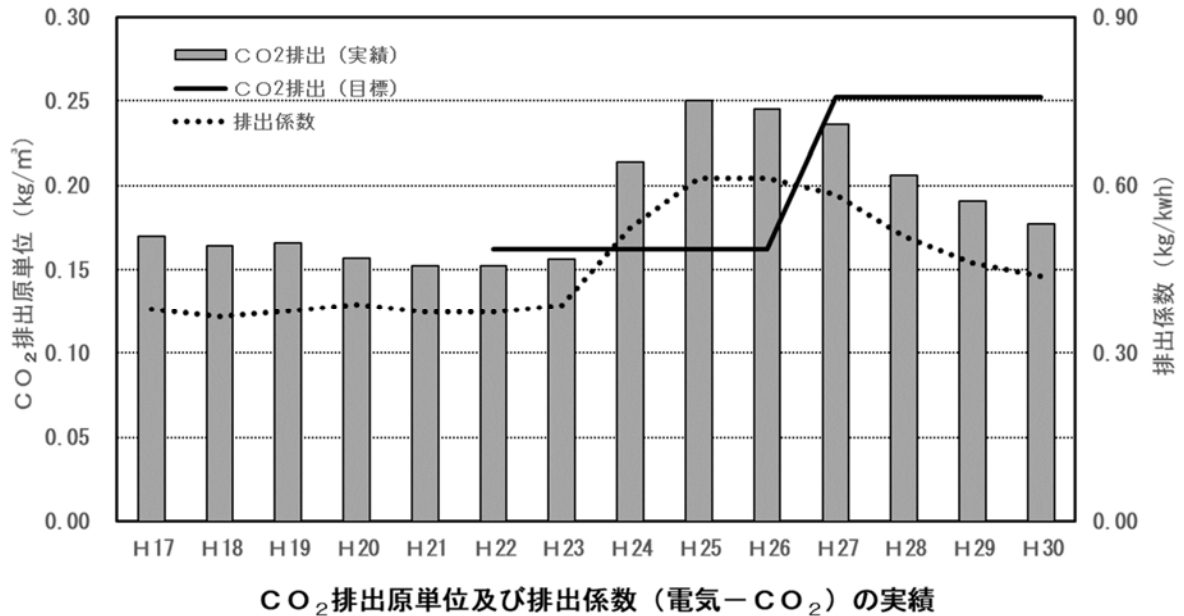
当企業団では平成17年度に「第1次地球温暖化対策実行計画」を策定し、その後引き続き平成21年度に第2次実行計画、平成26年度に第3次実行計画を策定して、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の排出量抑制を目標として地球温暖化対策に取り組んできた。

そして、現在の第3次実行計画の期間が今年度に終了することから、これまでの実績及び社会状況を踏まえ、新たに第4次実行計画を策定し、CO<sub>2</sub>排出量抑制に向けた取組みを今後も継続して推進する。

なお、これまでのCO<sub>2</sub>排出量抑制に係る取組み及び実績は次のとおりである。

	第1次実行計画	第2次実行計画	第3次実行計画
計画期間	平成17～平成21年度	平成22～平成26年度	平成27～令和元年度
目標指標	CO <sub>2</sub> 総排出量	CO <sub>2</sub> 排出原単位	CO <sub>2</sub> 排出原単位
目標値	平成15年度比1%増以内	0.162 kg/m <sup>3</sup> 以下	0.252 kg/m <sup>3</sup> 以下
実績値	[平均] 9.9%削減	[平均] 0.203 kg/m <sup>3</sup> [最大] 0.250 kg/m <sup>3</sup>	[平均] 0.203 kg/m <sup>3</sup> [最大] 0.236 kg/m <sup>3</sup>

※第2次実行計画期間中の平成23年3月に発生した東日本大震災により、原子力発電に代わり火力発電の発電量が大幅に増加した結果、電気をCO<sub>2</sub>に換算する排出係数が大きく増加したため、目標を達成できなかった。



### 3. 計画に関する基本事項

#### (1) 計画策定の目的

企業団の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の抑制等に取り組み、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

#### (2) 計画期間

令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5カ年間とする。

#### (3) 計画対象の施設

対象施設は、企業団全ての施設における事務・事業とする。

#### (4) 計画対象の温室効果ガス

地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きく、また当企業団の主要エネルギーである電気の使用に伴い排出されるCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の抑制を対象とする。

### 4. 計画の目標

これまでの企業団実行計画による実績及び今後の予測により、第4次実行計画の計画期間におけるCO<sub>2</sub>排出に関する基本目標及びCO<sub>2</sub>排出量を抑制するための管理目標を、次のとおり設定する。

(1) 基本目標

CO<sub>2</sub>排出原単位を 0.181 kg/m<sup>3</sup>以下（送水量 1 m<sup>3</sup>当り）とする。

(2) 管理目標

項目	内容	目標値
管理本館電気使用量	事務作業に係る節電	年間 521,500kwh 以下
公用車の燃費	公用車運転に係る燃料の節約	13.7 km/l以上
用水供給に係る電気消費原単位	全施設における事業活動に係る節電	0.410kwh/m <sup>3</sup> 以下 (送水量 1 m <sup>3</sup> 当り)

5. 計画の推進、点検及び評価

実行計画の推進、点検及び評価については、福岡県南広域水道企業団エコアクション（以下「エコアクション」という。）により行い、管理目標の推進を図る。

6. 計画の見直し

本実行計画の「4. 計画の目標」の変更が行われた場合、エコアクションについても所要の見直しを行うものとする。

7. 職員の研修

職員の研修は、エコアクションの規定を適用して実施する。

8. 取組みの公表

実行計画の進捗状況及び点検結果等については、企業団ホームページにより、毎年公表を行う。